

12. 会費自動引落しについて

ゆうちょ銀行並びにゆうちょ銀行以外の各金融機関からの振替えによる会費の自動引落しを行っております。会費の自動引落しをご希望の方は、事務局へ申込用紙をご請求下さい（ゆうちょ銀行の口座からの場合とゆうちょ銀行以外の金融機関の口座からの場合で申込用紙が異なります。ご請求の際にお申し出下さい）。

記

- (1)自動引落しにかかる手数料は事務局で負担します。
- (2)自動引落しの対象者は学割適用者（希望者も含む）を除きます。
- (3)自動引落しは、開始時期によりますが、半期分（年2回引落し）又は1年分（年1回引落し）のいずれかを選べます。
- (4)第1回目の引落しが完了しましたら、第1回目引落し完了のお知らせを送付します。
- (5)引落し前に会費の未払い分や不足分がある場合は、未払い分や不足分がご納入されるまで自動引落し処理を行いません。ご注意下さい。
- (6)都合により自動引落しを停止される方は、下記(7)の引落日の1か月前までにお手紙又はお葉書で事務局までお知らせ下さい。
- (7)引落し日は下記の通りです（但し引落日が休日の場合は翌営業日となります）。

ゆうちょ銀行の場合：

- 4月25日（1年分並びに半期分の方）
- 6月30日（4月25日に引落し不能だった方）
- 10月25日（半期分の方）
- 12月30日（10月25日に引落し不能だった方）

ゆうちょ銀行以外の金融機関の場合（金融機関により、20日又は27日のいずれかになります）：

- 4月20日又は27日
（1年分並びに半期分の方）

6月20日又は27日

（4月20日又は27日に引落し不能だった方）

10月20日又は27日（半期分の方）

12月20日又は27日

（10月20日又は27日に引落し不能だった方）

現在自動引落しを利用されている方は上記引落日の前日までに残高のご確認をお願いします。